認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置（IT分野）のご案内

特例措置の概要

●DXの進展が加速する中で、IT人材の質的・量的な確保を図る観点から、**令和３年12月21日から令和９年３月31日までの間に開始したIT分野の訓練コース**について、一定の要件を満たす場合に、訓練を適切に行った訓練実施機関に支給する認定職業訓練実施基本奨励金（基本奨励金）の支給金額を上乗せする特例措置を設けています。

※基本奨励金の支給申請の流れについてはP１～２及び５をご確認ください。

支給額の算定式

全ての支給単位期間について上乗せ金額により算出します。

支給単位期間は28日以上ですか？

はい

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**①７万6千円又は ②８万6千円**	６万6千円
実践コース	受講者数 × 支給単位期間数 ×	**①６万6千円又は ②７万6千円**	５万6千円

いいえ

		特例措置	通常
基礎コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**①3,800円又は②4,300円** (※)	3,300円
実践コース	受講者数 × 訓練実施日数 ×	**①3,300円又は②3,800円** (※)	2,800円

※日額単価で支給する場合の上限支給額(一支給単位期間)は、下記の通りです。
日額単価3,300円支給の場合：６万６千円、同3,800円支給の場合：７万６千円、同4,300円支給の場合：８万６千円

基本奨励金上乗せの要件

①資格取得による上乗せ　※上記の特例措置のうち、①の適用を受けます。

・IT分野の訓練コースについて、訓練修了者等に占める、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格（ISV Mapに掲載されている資格に限る（P10のQ１参照））を新たに取得した者の割合（新規資格取得率）が35%以上、かつ、当該コースの受講者における雇用保険適用就職率（P3中段の「就職率の算定式」を用いること）が55%以上であること。

②特定地域での訓練コース実施による上乗せ　※上記の特例措置のうち、②の適用を受けます。

・①の要件を満たす訓練コースであって、以下の地域（※）に所在する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構支部に当該コースの認定申請を行ったこと。

（※）令和７年４月１日以降に開始されたコースについては、岩手県、福島県、茨城県、新潟県、三重県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県を対象とする。
（※）令和８年４月１日以降に開始されたコースについては、奈良県、鳥取県、香川県を対象とする。

新規資格取得率 ＝

修了者又は就職理由退校者であって、訓練期間中、又は、訓練コースの終了日の翌日から起算して３か月以内（就職理由退校者は退校日まで）に訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格を取得した者

修了者　＋　訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格を取得した後に、就職を理由に退校した者

注意　本特例措置の適用を受けるためには、要件を満たす訓練を実施するのみならず、訓練終了日の翌日から起算して４か月以内に「**IT分野 資格取得状況報告書（様式A-53）**」及び「**受講者の資格取得を証明する書類**」を管轄労働局に提出する必要があります。

厚生労働省　人材開発統括官

「求職者支援制度のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html
「求職者支援訓練の訓練実施機関に対する奨励金について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html

支給申請手続き

・基本奨励金の特例措置（IT分野）の支給申請にあたっては、訓練終了日の翌日から起算して４か月以内に、以下に記載する書類を提出してください。
なお、本特例措置による上乗せ部分以外の基本奨励金の支給申請期限は、訓練終了日の翌日から起算して１か月以内（P５参照）のため、ご注意ください。

提出が必要となる書類

① IT分野 資格取得状況報告書（様式A-53）※１
② ①に記載された受講者の資格取得を証明する書類
③ 認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）の写し、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書（様式A-14）の写し
④ 認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）

※1 訓練期間中又は訓練終了日の翌日から起算して３か月以内に取得した資格である必要があります。
※2 ③及び④の書類については、付加奨励金の支給申請書類と重複する場合、提出不要です。

注意 基本奨励金の特例措置（IT分野）に係る上乗せ部分については、特例措置の適用可否を確認後に追加で支給されます（上乗せ部分以外の基本奨励金については、支給要件を満たすことを確認のうえ、上乗せ部分に先んじて支給されます）。



よくあるご質問

Q１ 訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載することとされているITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格には、どのようなものがありますか。

NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格のマップ（以下「ISV Map」という。）」に掲載されているITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格が対象です。詳しくは、 NPO法人スキル標準ユーザー協会のHP（https://www.ssug.jp/docs/）に掲載されている、最新のISV Map（会員限定パスワード付のものを除く）をダウンロードのうえ、対象となる資格をご確認ください。

Q２ 訓練終了日の翌日から起算して３か月以内に取得した資格であるか否かは、どのように確認されるのでしょうか？

受講者の資格取得を証明する書類に記載された資格取得年月日等により確認します。なお、資格取得年月日は、訓練終了日の翌日から起算して３か月以内であるものの、当該証明書類の発行手続き等を理由に申請期限（訓練終了日の翌日から起算して４か月以内）に間に合わない場合は、事前に管轄労働局に連絡のうえ、受講者の資格取得を証明する書類を除く必要書類を、申請期限内に提出してください。

Q３ 訓練開始日よりも前に、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載されたITスキル標準（ITSS）レベル１以上の資格を取得済みの者が当該訓練を受講する場合、新規資格取得率の算定にあたりどのように取り扱われますか？

当該者の新規資格取得率の算定にあたっては、訓練カリキュラム（様式A-9)の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載されたITスキル標準（ITSS）レベル１以上の全ての資格を取得済みであることを証明する書類を確認できた場合に、当該者を当該率の算定式（分子分母）から除外することとします。